

Title	Five Essays on Antitrust Economics
Author(s)	Arai, Koki
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/2487
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	荒井 弘毅
博士の専攻分野の名称	博士(経済学)
学位記番号	第 19630 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	Five Essays on Antitrust Economics (反トラスト経済学に関する 5 編の論文)
論文審査委員	(主査) 教授 常木 淳 (副査) 教授 青柳 真樹 助教授 武田 邦宣

論文内容の要旨

本研究は、近年における日本の独占禁止政策の諸実践とその意義について、経済学的観点からの検討を行っている。第 1 章は、知的財産権と独占禁止法との関連について、第 2 章では、合併規制について、第 3 章では、カルテル及び私的独占規制と景気変動との関連について、第 4 章では、調達に関する共謀規制について、第 5 章では、私的独占規制と経済理論との関連について論じている。

第 1 章は、1998 年以降の知的財産権に関する独占禁止法の運用・解釈の展開について取りまとめている。公正取引委員会が 1999 年に策定・公表した特許ノウハウガイドラインを近年の判例に適用して検討し、特に、特許ノウハウガイドラインにおける独占禁止法 23 条中「権利の行使」についての新しい考え方と、最高裁判例でそれが支持されたこと、これらの運用が従来の規制型のものではなく、競争促進的であることを指摘している。

第 2 章は、日本における航空合併を事例として日本の合併規制に関する原則を明らかにしている。公表資料から国内航空合併における公正取引委員会の規制原則を明確にし、これに Rölller, Stennek and Verboven (2000) が提示した、合併基準に関する国際標準を示すチェックリストを適用することにより、公正取引委員会の合併規制政策は、競争志向的で、系統的に考えられた、透明度の高いものであるが、執行手法においては、主として伝統的な規制的手法がとられていることを示している。

第 3 章は、景気変動下での反トラスト優先事項について検討している。Green and Porter (1984) 以来の一連の経済理論研究によりつつ、インフレ期には需要と費用が引き上げられる結果、共同的な行動であるカルテルが形成・維持されやすく、デフレ期にはその逆のことが起きるが、インフレ又はデフレは私的独占行動には効果を及ぼさない点に着目し、独占禁止政策的に見れば、デフレ期には共同行動よりもむしろ私的独占の規制に対してプライオリティを置く必要があることを論じている。

第 4 章は、燃料油納入取引に関する石油精製企業間の競争と協調について、日本・韓国の事件を取り上げている。両国の事件・措置は関連したものではなかったが、防衛部局の特別な調達取引での燃料油納入取引という類似点を有している。どうしてこの産業で共謀が生じたのかを検討し、その結果、①談合の場での各企業の逸脱利益が大きいこと、②競争よりもローテーションによる落札の方が、利得が大きいこと、及び③割引ファクターが十分大きかったこと、の 3 点を指摘している。そして、繰り返しゲームに関する一連の経済理論研究をベースとして、日本の調達改革計画における措置を分析し、参加者の共謀のインセンティブを根絶するために不可欠な点を提言している。

第5章では、私的独占に関する日本の事件に対して、経済理論モデルの応用による分析的検討を行っている。これまでの、私的独占に関する経済理論の基本的な考え方（Aghion-Bolton (1987)、及び、Schmalensee (1978)-Judd (1985)-Ashiya (2000)）をインテル事件に適用し、理論の仮説・前提部分を検証して、当該事案に妥当する部分と拡張の必要のある部分とを指摘し、私的独占規制に関しては、①違反行為の実施の背景としての独占力の重要性（購入者の交渉力の裏面としての独占力の行使）を検討する必要、②同種・類似の財における独占行為の考え方の整理の必要性（差別化された製品での独占が存在しているときに、排他的行為が行われやすくなることへの対処）について提言している。

論文審査の結果の要旨

本研究は、日本における独占禁止法運用と経済理論との関連性について、5つのトピックに渡って考察を加えている。経済法の実践とマイクロ経済理論との関連を検討し、法実践の経済学的合理化を促進しつつ、同時に経済理論の現実妥当性を検証する研究は、日本においては著しく発展途上の段階にあることから、本研究の意義は大変大きい。問題点としては、個別事案に経済理論を適用するに際して、実証研究、実証データを提示することが十分でないことが挙げられるが、それらは、今後の研究の展開を通じて補強可能であり、本研究の重要性を損なうものとは言えない。以上より、博士（経済学）に十分に値するものと判断する。